

和泉町地区 下水道・道路整備について



日頃より地域の皆様には、本市の公共事業に対しまして格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、和泉町地区の下水道及び道路整備につきまして、現在の整備状況や今後3年間の整備予定を裏面にてお知らせ致します。

また、下水道の「受益者負担金」の概要をあわせてお知らせ致します。

今後関係者の皆様には、事業へのご理解とご協力をお願い致します。

下水道施設課
上下水道経営課
からのお知らせ



下水道が整備された地区の皆様には、受益者負担金の納付の他に、排水設備工事費（宅地内の汚水取付管への接続工事費）及び下水道使用料のご負担をしていただくこととなります。

「受益者負担金」について

- 受益者負担金とは
公共下水道が利用可能になる土地を所有している方等に、下水道建設費の一部を負担していただくものです。
受益者負担金は、土地に対して一度だけ、下水道工事の翌年度に賦課されます。
- 対象となる土地
区域内にあるすべての土地が対象です。
※公共下水道への接続や家屋の有無にかかわらず対象になります。
- 納めていただく方
区域内に土地を所有している方、または土地に対して権利を持っている方が対象です。
- 受益者負担金額
単位負担金額（280円/㎡）×土地の面積（㎡）

※下水道工事を行う年度に、個別にご案内させていただきます。

道路課からのお知らせ



今後、道路整備の進捗に応じ、随時沿線の皆様へ整備内容の説明をさせていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

【お問合せ】

時 間：月～金曜日（祝日を除く）
8時30分～17時15分

担 当：東松山市役所 建設部

下水道整備に関すること：下水道施設課

（電話22-1123 内線351）

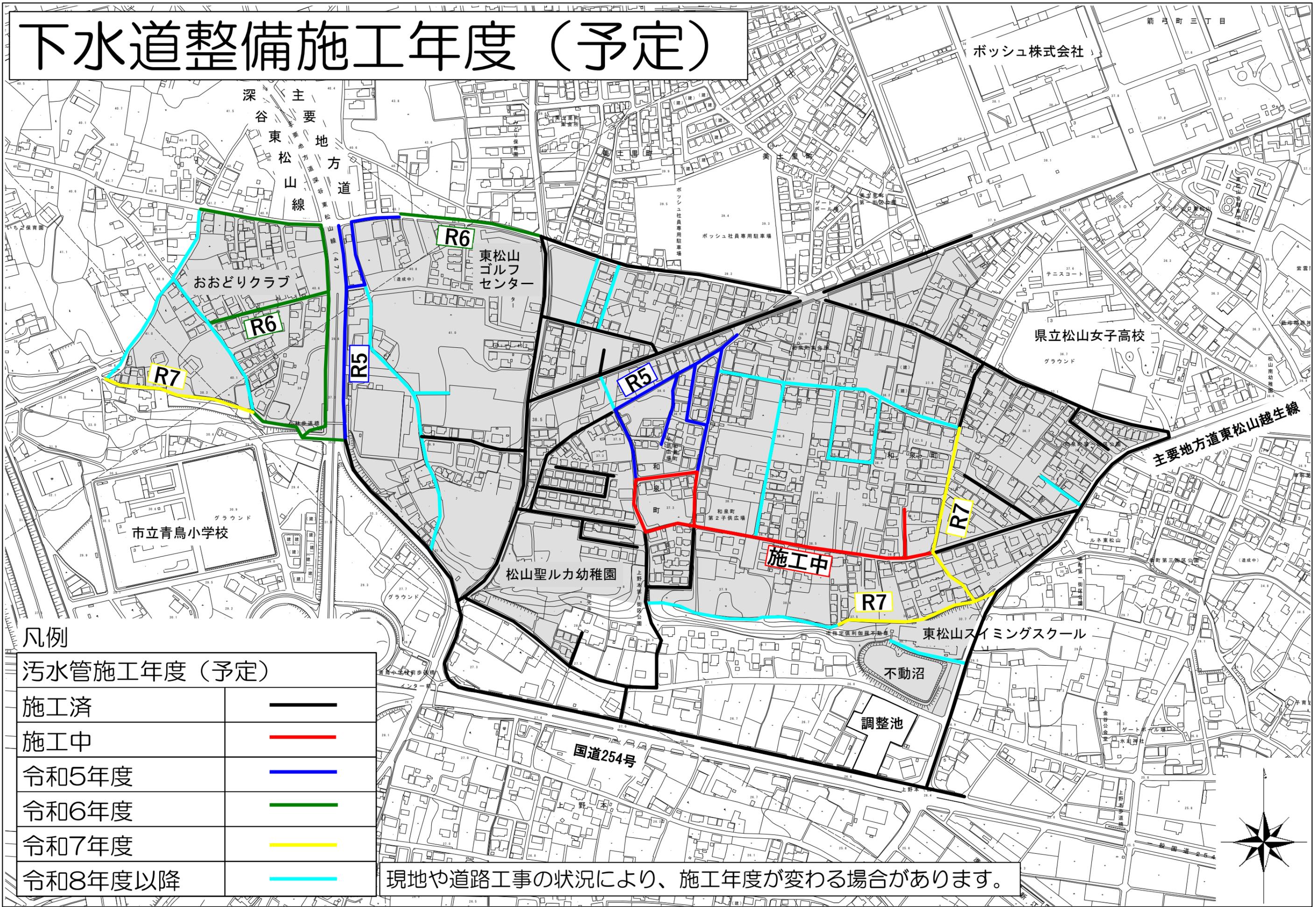
受益者負担金に関すること：上下水道経営課

（電話22-1123 内線232）

道路整備に関すること：道路課

（電話23-2221 内線475）

下水道整備施工年度（予定）



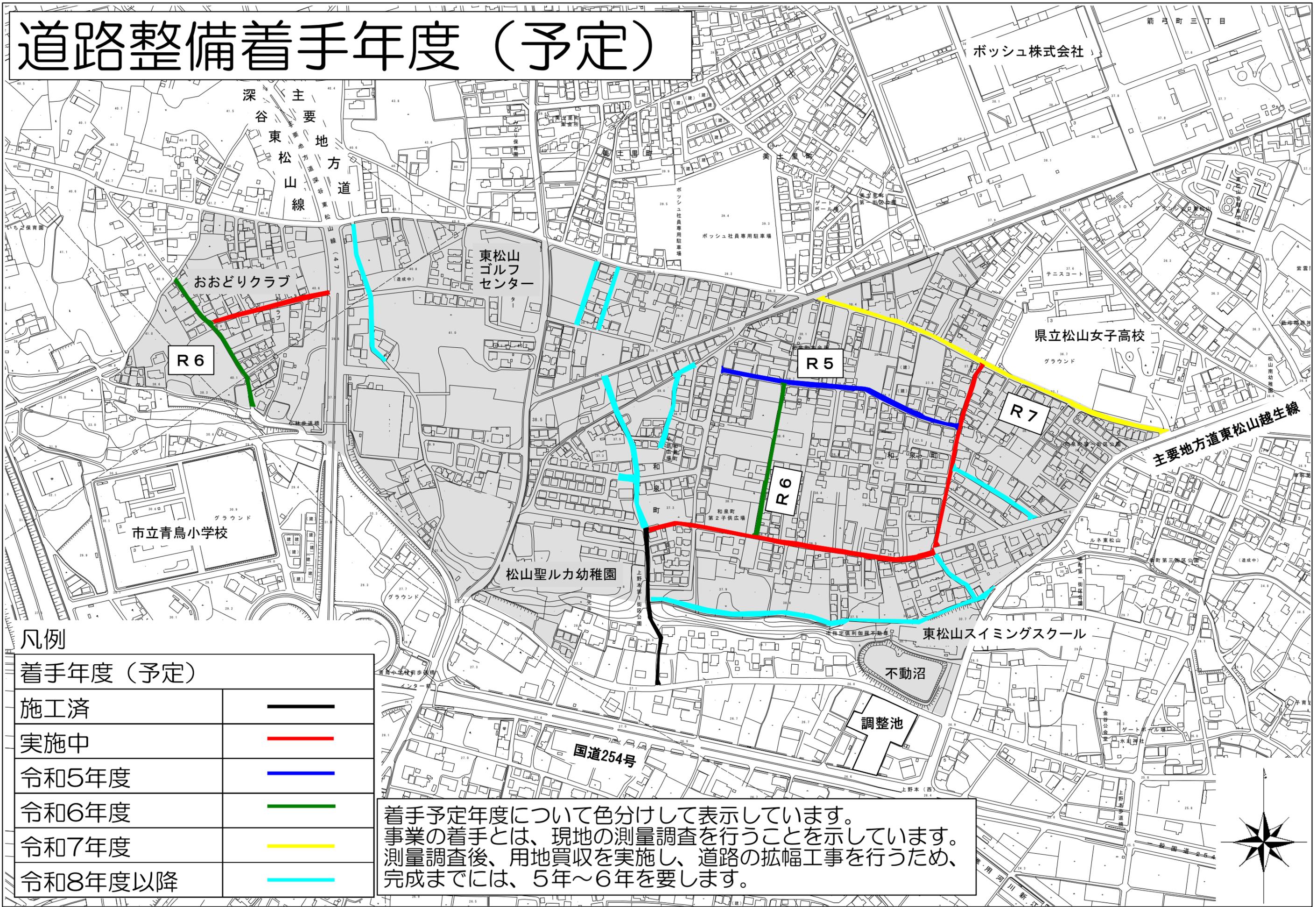
凡例

污水管施工年度（予定）

施工済	——
施工中	——
令和5年度	——
令和6年度	——
令和7年度	——
令和8年度以降	——

現地や道路工事の状況により、施工年度が変わる場合があります。

道路整備着手年度（予定）



凡例

着手年度（予定）	
施工済	—
実施中	—
令和5年度	—
令和6年度	—
令和7年度	—
令和8年度以降	—

着手予定年度について色分けして表示しています。
 事業の着手とは、現地の測量調査を行うことを示しています。
 測量調査後、用地買収を実施し、道路の拡幅工事を行うため、
 完成までには、5年～6年を要します。

